

GOTOトラベルキャンペーン宿泊費還付について

<お客様が事務局に提出する書類>

※但し、8月14日現在の情報になりますので、申請時にお客様ご自身でご確認をお願いします。

- ①事後還付申請書
- ②領収書
- ③宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）
- ④口座確認書
- ⑤口座番号を確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ⑥住所が確認できる書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
- ⑦同行者居住地証明書

<還付手続き期間について>

時期：令和2年8月14日から令和2年9月14日まで

※還付には日数を要します

※郵送の場合は配達状況の追跡が出来る方法でおこなってください

<申請書類入手方法>

[GoToトラベル 旅行者向け公式サイト](#)より取得

※①、④、⑤の申請書はこちらで取得して下さい

<書類の送付先>

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24-14 西新橋一丁目ビル6階
Go To トラベル事務局 還付申請係 宛

※個人情報の取扱いについては、観光庁ホームページをご確認ください

※送料はお客様ご負担になります ※9月14日消印有効

【Go To トラベル事務局コールセンター】

TEL[1]：0570-002442（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

TEL[2]：03-6636-9457（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

TEL[3]：03-3548-0520（受付時間：10時～17時 ※土日祝・年末年始休み）

※ [3] は2020年8月31日（月）まで利用可能